## 労災保険給付の対象となった事例

#### 1 医療従事者等の事例

#### 【具体的な取扱い】

医師、看護師、介護従事者等の医療従事者等が新型コロナウイルスに感染した場合は、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として労災保険給付の対象となる。

# 事例1:医師

感染経路は特定されなかったが、A 医師は、日々多数の感染が疑われる患者に対する診療業務に 従事していたことが認められたことから、支給決定された。

# 事例2:看護師

感染経路は特定されなかったが、B看護師は、日々多数の感染が疑われる患者に対する問診、採 血等の看護業務に従事していたことが認められたことから、支給決定された。

## 事例3:介護職員

感染経路は特定されなかったが、C介護職員は、介護施設で日々複数の感染が疑われる介護利用者に対する介護業務に従事していたことが認められたことから、支給決定された。

2 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定された場合の事例 【具体的な取扱い】

感染源が業務に内在していることが明らかな場合は、労災保険給付の対象となる。

## 事例4:飲食店員

D店員は、飲食店内での接客業務に従事していたが、店内でクラスターが発生し、これにより感染したと認められたことから、支給決定された。

#### 事例5:児童クラブ職員

E職員は、児童クラブで学習支援業務に従事していたところ、後日、児童クラブを利用する児童が、新型コロナウイルスに感染していたことが確認され、当該児童から感染したと認められたことから、支給決定された。

3 医療従事者等以外の労働者であって感染経路が特定されない場合の事例 【具体的な取扱い】

感染経路が特定されない場合であっても、感染リスクが相対的に高いと考えられる業務 (複数の感染者が確認された労働環境下での業務や顧客等の近接や接触の機会が多い労働 環境下での業務など)に従事し、業務により感染した蓋然性が高いものと認められる場合は、 労災保険給付の対象となる。

# 事例6:建設資材製造技術者

感染経路は特定されなかったが、Fさんは、発症前 14 日間に、会社の事務室において品質管理業務に従事していた際、当該事務室でFさんの他にも、新型コロナウイルスに感染した者が勤務していたことが確認された。このため、Fさんは、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事しており、私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況であったことが認められたことから、支給決定された。

# 事例7:バス運転者

感染経路は特定されなかったが、G運転者は、発症前14日間に、日々数十人の乗客(県外からの乗客を含む)を輸送・接客する等感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事しており、私生活での行動等から一般生活では感染するリスクが非常に低い状況であったことが認められたことから、支給決定された。